

誓 約 書

令和 年 月 日

鹿嶋市長 田口 伸一 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

連絡先

今般、貴市の土地建物売払入札に参加するに当たり、下記の事項に相違ない旨確約のうえ、貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

なお、本確約事項を遵守しない場合は、鹿嶋市財務規則第149条の規定による契約解除等の履行について、一切の異議等を申し立てせず、貴市の要請に従います。

記

1 下記事項に該当する者でないこと。

- (1) 未成年で法定代理人の同意を得ていない者
- (2) 市税等の滞納者
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者

2 鹿嶋市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び次に掲げる暴力団（員）と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと又はこれらの者に土地の使用をさせないこと。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員と知りながら、その者と借地等土地の使用に関する契約等を締結する者
- (5) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

3 次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

4 貴市の土地建物売払入札に係る公告や要領、契約書等の各条項を熟読し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日、これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。